

静岡県立浜松東高等学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立浜松東高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務所を静岡県立浜松東高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員親睦のための事業
- (2) 母校後援のための事業
- (3) 会員名簿の発行
- (4) その他理事会で必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会の会員は、普通会员と特別会員とする。

- (1) 普通会员は静岡県立浜松東高等学校卒業生とする。
- (2) 特別会員は、母校の教職員および旧職員、その他母校に縁故のある者で、会員の推薦によって評議員会の承認を得た者とする。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

1	名誉会長	1名
2	会長	1名
3	副会長	若干名
4	理事	若干名
5	評議員	若干名
6	理事	2名
7	庶務会計	若干名
8	支部長	若干名
9	顧問	若干名
10	相談役	若干名

(役員を選任・任期)

第7条 名誉会長は、静岡県立浜松東高等学校長を推薦する。

1. 会長・副会長・監事は 総会で会員中より選出する。
2. 理事は、評議員と特別会員の中より会長が指名する。
3. 評議員は、卒業年次ごとに選出する。
4. 会計は、会長が委嘱する。
5. 顧問は、普通会员の中より会長が委嘱する。
6. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、本会を統轄する。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代る。
2. 理事は理事会を構成し、本会の事務を処理する。
3. 評議員は評議員会を構成し、本会の事務を処理する。
4. 監事は、本会の事業を監査する。
5. 会計は、本会の会計その他の会務を処理する。
6. 支部長は、支部を運営し、これを代表する。
7. 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。
8. 相談役は、本会の重要な事項について普通会员からの相談に応じる。

(機関)

第9条 会議は、総会(通常・臨時)・理事会および評議員会とする。

1. 会議の議決は出席者の過半数をもってし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
2. 総会は本会の最高機関で、通常総会は年1回開く。必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 予算・決算
 - (2) 事業計画および報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の制定改廃
 - (5) その他重要事項
3. 理事会は会長の諮問に応じ、会務を企画運営する。
4. 評議員会は総会提出の議題の審議、総会より委任された事項の処理に当たり、緊急の場合は総会の代議機関となる。
5. 会長は、会議の議長となる。

(支部)

第 10 条 本会は必要に応じて支部を置くことができる。

1. 支部を結成しようとする場合は、支部会員名簿を添付して会長に届け出、理事会の承認を得るものとする。
2. 支部には支部長その他役員若干名を置く。

(会計)

第 11 条 本会の経費は、入会金・終身会費およびその他の収入による。

第 12 条 普通会员は入会に際し、入会金および終身会費を納入するものとする。金額は別に定める。(細則の 3)

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(帳簿)

第 14 条 本会に下記の帳簿を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計簿
- (5) その他必要と認める帳簿

第 15 条 死亡弔慰金規定を定める。

第 16 条 本会則の改廃は評議員会の議を経て総会において決定する。

(附則)

1. 本会則は、昭和 49 年 3 月 1 日より施行する。
2. 本会則の実施に必要な細則は、理事会・評議員会の議を経て会長が定める。
3. 本会則は、平成 29 年 9 月 1 日より一部改正施行する。
4. 本会則は、令和 3 年 6 月 5 日より一部改正施行する。

(細則)

1. 会則第 7 条第 3 項の評議員は、各 HR から 2 名以上を選出する。
2. 会則第 9 条第 2 項の通常総会は、会計年度終了から 3 カ月以内に開催する。
3. 会則第 12 条の入会金は 2,000 円、終身会費は 8,000 円とする。